菊川市と菊川市内郵便局及び配達を受け持つ掛川郵便局の地域における協力に関する協定

菊川市(以下「甲」という。)と菊川市内郵便局(別表のとおり。)及び菊川市内の配達を受け持つ掛川郵便局(以下「乙」という。)は、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、菊川市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、 甲に情報 (乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。)を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合
- 2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者 に開示しないものとする。

(免責)

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合の いずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(相互連携)

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報 交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(有効期間)

- 第5条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。 (補則)
- 第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、 甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。